

17～19 徴収関係

統計表を見るに当たって

17 国税徴収

17 - 1 国税徴収状況

- これらの統計表は、平成15年度の国税の徴収決定済額、収納済額、収納未済額等の状況を示したものである。
- 関係計数については、次のとおりである。

$$\boxed{\text{徴収決定済額}} - \left[\boxed{\text{収納済額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} \right] = \boxed{\text{収納未済額}}$$

17 - 3 物納状況

- これらの統計表は、平成15年度の相続税の物納について申請、許可、収納等の状況を示したものである。
- 関係計数については、次のとおりである。

$$(1) \left[\boxed{\text{前年度許可未済額}} + \boxed{\text{本年度申請額}} \right] - \left[\boxed{\text{更正減等、取下げ、却下の額}} + \boxed{\text{許可額}} \right] = \boxed{\text{許可未済額}}$$

$$(2) \left[\boxed{\text{許可額}} (\text{本書}) + \boxed{\text{前年度収納未済額}} \right] - \left[\boxed{\text{許可取消し等の額}} + \boxed{\text{収納額}} (\text{本書}) \right] = \boxed{\text{収納未済額}}$$

$$(3) \left[\boxed{\text{収納額}} + \boxed{\text{前年度引継未済額}} \right] - \left[\boxed{\text{許可取消し等の額}} + \boxed{\text{引継額}} \right] = \boxed{\text{引継未済額}}$$

17 - 5 年賦延納状況

- これらの統計表は、平成15年度の相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等の状況を示したものである。
- 関係計数については、次のとおりである。

$$\left[\boxed{\text{前年度許可未済額}} + \boxed{\text{本年度申請額}} \right] - \left[\boxed{\text{更正減等、取下げ、却下の額}} + \boxed{\text{許可額}} \right] = \boxed{\text{許可未済額}}$$

18 国税滞納

- この章の統計表は、平成15年度の滞納の繰越、新規発生、処理等の状況を示したものである。
- 関係計数については、次のとおりである。

$$\boxed{\text{要整理滞納額}} - \boxed{\text{整理済滞納額}} = \boxed{\text{整理中の滞納額}}$$

19 還付金

この章の統計表は、平成15年度の還付金（過誤納金を含む。）の支払状況を示したものである。